

令和 8 年度「東京都環境影響評価審議会」第 2 回総会 議事録

■日時 令和 8 年 6 月 29 日（月曜日）午後 3 時 30 分～午後 5 時 42 分

■場所 対面及びオンラインの併用

■出席委員

片谷会長、山下第一部会長、宗方第二部会長、愛知委員、安立委員、荒井委員、飯泉委員、尾崎委員、玄委員、高橋委員、羽染委員、速水委員、廣江委員、水本委員、森川委員、保高委員、山口委員、横田委員、渡邊委員

■議事内容

1 諮問

「（仮称）NEC府中事業場整備計画」環境影響評価書案

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告 (6 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事 後 調 査 報 告 書	(仮称) 日本橋一丁目中地区再開発計画 (工事の施行中その2)	令和8年4月15日
	江戸川清掃工場建替事業 (工事の施行中その2)	令和8年4月22日
	G L P 昭島プロジェクト (工事の施行中その1)	令和8年5月22日
	(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業 (工事の施行中その5) ※	令和8年3月26日
2 変 更 届	大日本印刷市谷工場整備事業	令和8年3月27日
	(仮称) 三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業	令和8年3月30日
	南小岩七丁目駅前地区第一種市街地再開発事業	令和8年4月9日
	(仮称) 日本橋一丁目中地区再開発計画	令和8年4月15日
	(仮称) N E C 府中事業場整備計画	令和8年4月15日
3 着 工 届 (事 後 調 査 計 画 書)	世田谷清掃工場建替事業	令和8年6月11日

※ 令和8年4月に受理報告を行ったが、記載一部修正のため再掲

令和 8 年度
東京都環境影響評価審議会
第二回総会
速記録

令和 8 年 6 月 2 9 日（月）
対面及びオンラインの併用方式

(午後 3 時 30 分開会)

○西原アセスメント担当課長 定刻になりました。本日は東京都環境影響評価審議会総会に御出席いただきありがとうございます。本日の進行は、アセスメント担当課長の西原が務めます。

それでは、本日の出席状況について事務局から御報告申し上げます。

本日、委員 21 名のうち 18 名の委員の皆様に御出席をいただいております、定足数を満たしております。

また、本日は傍聴の申し出がございます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○片谷会長 皆様、御多忙の中をお集まりいただきましてありがとうございます。

では、早速、開始いたします。

議事に入ります前に、傍聴人の皆様に御案内してください。

(傍聴人入室)

○西原アセスメント担当課長 傍聴人の方、入室されました。

傍聴人の皆様にお知らせいたします。

本日の審議会の資料については、適宜、画面に投影するほか、環境局のホームページに掲載しておりますので、必要に応じて御覧ください。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○片谷会長 それでは、ただいまから令和 8 年度東京都環境影響評価審議会第二回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第に記載がございますように、諮問が 1 件及び受理報告が 1 件、これを受けることといたします。

それでは、早速ですが、次第 1 の諮問に入ります。

諮問案件につきまして、事務局から説明をしてください。

○西原アセスメント担当課長 それでは、3 ページの資料 1 を御覧ください。

諮問文でございます。

朗読させていただきます。

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 8 年 6 月 29 日

東京都知事 小池 百合子

記

諮問第 575 号 「（仮称）NEC 府中事業場整備計画」環境影響評価書案

以上でございます。

○片谷会長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが、「（仮称）NEC 府中事業場整備計画」環境影響評価書案につきましては第二部会に付託させていただきますので、第二部会御担当の委員の皆様方はよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、まず事業者の方々に御出席いただくことといたします。事業者の皆様を御案内してください。

（事業者入室）

○片谷会長 事業者の皆様方、御多忙の中、本東京都環境影響評価審議会第 2 回総会に御出席くださいますとありがとうございます。

○西原アセスメント担当課長 では、事務局から御案内を申し上げます。

御発言の際は前方のマイクの右のスイッチを押していただきまして、赤いランプの点灯を確認したあと、マイクを口元に近づけてから御発言をお願いいたします。御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、会長、お願いいたします。

○片谷会長 諮問案件の概要につきまして事業者の方から説明を受けることといたします。

なお、説明を御担当される方は冒頭でまず自己紹介をしていただきまして、併せまして、ほかに御出席いただいている出席者の方々についても御紹介をお願いいたします。その上で、内容の御説明をお願いいたします。

では、もし準備がよろしければ、適宜始めていただくようお願いいたします。

○事業者 本日はお時間をいただきましてありがとうございます。日本電気 C R E 統括部と申します。会社の不動産を管理している立場でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事業者 環境影響評価のほうを担当しておりますN E Cファシリティーズです。

○事業者 同じく環境影響評価を担当しています日建設計でございます。よろしくお願いいたします。

○片谷会長 以上で皆さん、おそろいでしょうか。

○事業者 はい。

○片谷会長 では、早速、御説明を始めていただくようお願いいたします。

○事業者 それでは、まずは私から事業概要について簡単に説明させていただければと思います。

まず、76 ページを御覧いただけますでしょうか。

本計画が策定されるに至った経緯としましては、N E C 府中事業場は開設から 50 年余りほど経過しておりまして、非常に老朽化が進んでおります。初期に建設された工場建屋の老朽化が進んでいる状況でございます。

本計画では、建替えによりまして、低騒音化、低炭素化、そして生産性向上を図りながら、地域経済の発展と住環境、操業環境の調和に資することを目的とさせていただいております。

以降、評価書案の概要につきましては日建設計のほうから説明させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事業者 これより私から御説明させていただきます。

まず、1 ページ目を御覧ください。

今御紹介がありましたとおり、事業者は日本電気株式会社。

対象事業は、東京都府中市日新町一丁目における（仮称）N E C 府中事業場整備計画でございます。

対象事業の種類は、工場の設置に該当いたします。

老朽化した既存工場建屋群の建替えを行うもので、全体の敷地面積は約 22.5ha。最高高さは新 5 号館の約 44m です。

2 ページ目を御覧ください。

こちらは、計画建築物の概要を整理した表です。

各建物は一括で整備するのではなく、工事予定期間や供用開始時期を分けながら段階的に整備していく計画です。

15 ページ目を御覧ください。

N E C 府中事業場は、コンピューターや通信機器など社会インフラシステムの生産拠点として設立され、現在は I C T ソリューションの生産開発拠点として活用されております。

今回の建替えにより、都市型産業拠点としての機能更新と周辺環境への配慮を図ります。

16 ページ目を御覧ください。

計画地は、府中市南西部に当たる日新町一丁目に位置しております。

続いて、18 ページ目を御覧ください。

計画地は、北側に国道 20 号、東側に都道 18 号、西側に都道 20 号が通っています。

また、計画地北東側を J R 南武線が通っており、北東側約 120m に西府駅が位置しています。

19 ページ目を御覧ください。

本事業では、騒音、日影など周辺環境への配慮を行うとともに、施設全体の省エネルギー化、搬入出車両による公共交通影響への抑制、計画地内外の緑化に取り組む計画です。

20 ページ目を御覧ください。

こちらは、主な製造品目であるシステム関連機器の製造工程を示しています。

続いて、21 ページを御覧ください。

こちらは衛星搭載機器の製造工程を示しています。

工程のうち、ハニカムパネル成形、金具接着の際に、一部部品の拭き取りのため、有機溶剤を使用する計画です。

22 ページを御覧ください。

こちらは衛星搭載機器ユニット製造の製造工程を示しています。

工程のうち、太陽光電池セルの組立て、太陽光パネルの組立て配線の際に、一部部品の拭き取りのため有機溶剤を使用する計画です。

23 ページを御覧ください。

こちらはマイクロ波管の製造工程を示しています。

工程のうち調整検査では、部品拭き取りに際して有機溶剤を使用する計画です。

また、ろう付けの際、脱脂による洗浄を温水で実施するものであり、洗浄後の温水は産業廃棄物として適切に処理する計画です。

26 ページ、現況図を御覧ください。

解体予定建築物は、斜線で示す 2 号館、5 号館、17 号館、20 号館などです。

27 ページ目を御覧ください。

2 号館、5 号館、17 号館、20 号館は、解体予定建築物があった場所に計画建築物を建設する計画です。

また、物流棟と Welcome 棟を新たに建設する計画です。

25 ページに戻ります。

こちらは、計画建築物と解体予定建築物の概要を示しています。

解体予定建築物と同じ名称の計画建築物は、いずれも規模が大きくなる計画です。

31 ページを御覧ください。

既存建築物及び計画建築物の物流棟、Welcome 棟、新 5 号館、新 2 号館西、新 2 号館東の断面図を示しております。

計画地中央の新 5 号館は、最高高さ約 44m を計画しています。

33 ページを御覧ください。

既存建築物及び新 20 号館、新 17 号館の断面図を示しております。

計画地南側新 17 号館は、最高高さ約 41m を計画しています。

42 ページを御覧ください。

こちらは計画地東側からの完成イメージです。

43 ページ目、設備計画を御覧ください。

一般的な低騒音型の機器について、屋内設置を基本として計画しています。

臭気の発生が懸念される場所においては、作業場毎にフード等を用いて空気を吸引し、脱臭フィルターにより臭気を軽減した上で、工場の屋上から排気することで、計画地外への影響低減に努めます。

45 ページ、給排水計画を御覧ください。

給水については、既存工場と同様に 4 か所の既存井戸からの井戸水により供給し、飲用水、手洗い用水、雑用水等の目的で、敷地内で利用する計画です。

なお、不足した場合には上水にて補完する計画です。

雨水については、既存工場と同様に、一部浸透マスにより地下浸透させ、一部は雨水管へ放流します。

47 ページを御覧ください。

緑化計画についてです。

本事業では、各基準を十分に満足するような緑化面積を確保する計画です。

51 ページを御覧ください。

こちらは工事ステップ図の前半を示したものです。黒枠が計画地、斜線が解体工事中、赤が建築・外構工事中、青が計画建築物を示しています。

ステップ 1 からステップ 4 にかけて、既存建物の解体と計画建築物の建設を段階的に進める計画です。

続いて、52 ページは、工事ステップ図の後半です。

工事の予定期間は全体で約 7 年間であり、工事開始は 2027 年度、完成は 2034 年度を予定しています。

55 ページを御覧ください。

工事の施行中における工事用車両の走行ルートを御説明いたします。

工事用車両は、原則として主に都道 18 号及び都道 20 号を經由し、計画地北東側の北門から入場し、計画地南西側の南門から出場する計画です。

56 ページを御覧ください。

こちらは供用の計画です。

施設の年間稼働日数は 239 日、稼働時間帯は 8 時半から 17 時 15 分です。

供用開始は施設毎に段階的に予定され、新 2 号館西と新 17 号館は 2029 年度、新 20 号館は 2030 年度、新 2 号館東は 2031 年度、物流棟は 2032 年度、新 5 号館と Welcome 棟は 2034 年度を予定しています。

こちらは地球温暖化防止計画です。

計画建築物の空調・照明等は高効率機器を採用し、太陽光発電設備を導入します。

また、既存設備の更新、製造ラインの省エネルギー設計、空調設備の最適運用等により、温室効果ガス排出量の削減に努める計画です。

続いて、57 ページを御覧ください。

こちらは廃棄物処理計画です。

供用後に発生する廃棄物は、分別を行った上で減量化を図ります。

58 ページを御覧ください。

こちらは、供用後の搬出入車両の動線です。

搬出入車両は、主に都道 20 号及び都道 18 号を經由して、計画地西側の出入り口から入出場する、もしくは計画地北東側の北門から入場し、計画地南西側の南門から出場する計画です。

搬出入車両の入場台数は、現況 1 日当たり約 50 台から、建替後は約 70 台を想定しております。

59 ページを御覧ください。

来客車両と従業員車両の入場台数は、建替後も現況と同程度の 1 日約 80 台を想定しております。

駐車場は供用後も計画地内の平面駐車場を利用し、新たな駐車場は確保しない計画です。

なお、駐車台数は現況の 502 台から、建替後は 317 台となる計画です。

以上が事業の概要になります。

続いて、環境影響評価の項目等の概要について御説明いたします。

78 ページを御覧ください。

環境影響評価の項目として、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスの 12 項目を選定しております。

79 ページを御覧ください。大気汚染につきましては、工事の施行中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行、工事の完了後における関連車両の走行による影響が考えられることから、項目として選定しております。

予測事項としては、建設機械の稼働に伴う大気質、工事用車両の走行に伴う大気質、関連車両の走行に伴う大気質としております。

なお、本事業における駐車場は全て平置きであり、駐車台数は現況よりも少なくなること、熱源施設を設置、更新する計画はなく、新たな環境影響はないことから、駐車場の供用、熱源施設の供用に伴う大気質は予測事項から除いております。

続いて、騒音・振動につきましては、工事の施行中における建設機械の稼働、工事用車両の走行、また工事の完了後における関連車両の走行及び施設の供用による影響が考えられることから、項目として選定しております。

予測事項としては、建設機械の稼働に伴う騒音・振動、工事用車両の走行に伴う騒音・振動、関連車両の走行に伴う騒音・振動、施設の供用に伴う騒音・低周波音としております。

続いて、土壤汚染につきましては、計画地内で特定有害物質の使用の履歴がある施設があったため、土壤汚染調査を実施しております。

当該部分から土壤汚染は確認されなかったものの、計画地内の解体予定建築物においても特定有害物質の使用の履歴があり、工事の施行中における計画建築物の建設、工事の完了後における施設の供用による影響が考えられることから、項目として選定しております。

予測する事項としては、汚染土壌の掘削・移動等に伴う影響の程度、施設の稼働に伴う影響の程度としております。

80 ページを御覧ください。

地盤につきましては、工事の施行中における施設の建設、工事の完了後における建築物等の存在による影響が考えられることから、項目として選定しております。

予測事項としては、掘削工事に伴う変形の程度、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の程度、地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の程度としております。

続いて、水循環につきましては、地盤と同様の理由により項目として選定しております。予測する事項としては、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度、地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度、土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度としております。

続いて、日影につきましては、工事の完了後における建築物等の存在による影響が考えられることから、項目として選定しております。

予測する事項としては、冬至日及び特に配慮すべき施設等における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度としております。

続いて、電波障害につきましては、工事の完了後における建築物等の存在による影響が考えられることから、項目として選定しております。

予測事項としては、計画建築物の設置によるテレビ電波の遮蔽障害及び反射障害としております。

続いて、景観につきましては、工事の完了後における建築物等の存在による影響が考えられることから、項目として選定しております。

予測する事項としては、主要な景観の構成要素の改変の程度、及びその改変による地域景

観の特性の変化の程度、代表的な眺望視点からの眺望の変化の程度、圧迫感の変化の程度としております。

続いて、史跡・文化財につきましては、工事の施行中における建築物の建設による影響が考えられることから、項目として選定しております。

予測する事項としては、埋蔵文化財包蔵地の改変の程度としております。

なお、計画地内には市指定史跡、甲州街道本宿一里塚跡が存在しますが、本事業では当該史跡は改変せず、当該史跡に損傷を与えないよう、関係者に注意を徹底する等の対応を図るため、予測及び評価の対象としておりません。

81 ページを御覧ください。

自然との触れ合い活動の場につきましては、計画地周辺に府中市が設定するウォーキングコースがあり、工事の施行中における工事用車両の走行、工事の完了後における関連車両の走行による影響が考えられることから、項目として選定しております。

予測事項としては、工事用車両及び関連車両の走行に伴う利用経路に与える影響の程度としております。

続いて、廃棄物につきましては、工事の施行中における施設の建設、工事の完了後における施設の供用による影響が考えられることから、項目として選定しております。

予測事項としては、解体・撤去、建設工事等に伴う廃棄物及び建設発生土の種類ごとの排出量、再利用、再資源化量及び処理・処分方法、また、同様に施設の供用に伴う廃棄物の種類等としております。

また、解体予定建築物の既存資料によりアスベスト含有建材を含むことが明らかであるため、飛散性・非飛散性アスベスト廃棄物の処理・処分の方法についても対象としております。

続いて、温室効果ガスにつきましては、工事の完了後における施設の供用による影響が考えられることから、項目として選定しております。

予測事項としては、施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量またはエネルギーの使用量の程度、それらの削減の程度としております。

82 ページを御覧ください。

選定しなかった項目についても概略を御説明いたします。

悪臭に関して、工事の施行中において周辺地域の生活環境に影響を与える悪臭を発生させるような事業ではないということから、項目から除外しております。

製造工程で有機溶剤等を使用しますが、少量であり、脱臭フィルターにより臭気を軽減し

た上で排気する計画となっております。

水質汚濁に関して工事の施行中に発生する濁水等の排水は、沈砂槽等により適切に処理し、公共下水道へ放流。工事の完了後に発生する雑排水及び汚水についても、既存工場と同様に、適切に公共下水道に放流する計画であるため、項目から除外しております。

地形・地質に関して、計画地内には学術上・景観上配慮しなければならない特異な地形・地質はなく、計画地北側に近接して存在する府中崖線についても本事業で改変することはないため、項目から除外しております。

生物・生態系に関して、計画地及びその周辺の大部分は市街地及び工場地帯にあり、公園や道路等の一部に植栽があるものの、人為的な影響を大きく受けた地域です。

また、計画地の北側に近接する府中崖線付近は、緑道や代償植生等が分布していますが、本事業で改変することはないため、項目から除外しております。

風環境について計画建築物の最高高さは約 44mであり、60mを超える建築物ではなく、計画地内の既存建築物よりも低くなることから、項目から除外しております。

戻りまして、13 ページを御覧ください。

最後に、調査計画書から評価書案への主な修正内容です。

事業計画の具体化に伴い、建築面積、延べ面積、最高高さ、工事着工予定、供用開始予定などを修正しております。

14 ページ目を御覧ください。

環境影響評価項目に関する修正内容です。

事業場全体の設備維持管理の一環として、老朽化が進行し、信頼性の低下が顕在化している既存熱源施設について、入替え時期を見直す必要が生じたことから、新2号館で入替え予定であった熱源施設を先行して、ほかの既存建屋内で入れ替えることとしました。これに伴い、熱源施設に関わる予測の内容を変更、除外することとしました。

続いて、環境に及ぼす影響の内容及び程度、並びにその影響に関する修正内容です。

騒音・振動は、工事工程を5区分に分けて、最大となる時点を整理。景観は、府中市景観ガイドラインの概要を追加。廃棄物は、既存工場の実績を踏まえた予測方法に修正しております。

説明は以上となります。

○片谷会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました内容につきまして、委員のメンバーから質問等

の発言をしていただくことにいたします。

御質問等の御発言がある委員の方は、画面上での挙手のジェスチャーをお願いいたします。

この案件に関します具体的な審議につきましては、今後、本環境影響評価審議会の第二部会で行っていただくことになります。

本日の諮問に当たりましては、ただいま事業者の方々から御説明をいただきました事業計画に関する内容などを中心に質疑応答をしていただきたいと存じます。

第二部会に所属される委員の皆様も御出席いただいておりますが、第一部会の委員の皆様にとりましては、本案件の答申案決定の前の、最後の質疑の機会になりますので、もしお気づきの点がありましたら、可能な限り、本日のうちに御発言をいただきますよう、御協力をお願いいたします。

それでは、早速ですが、ただいまから質疑を受け付けることにいたします。

発言をされる委員の方は、挙手をした上で御発言をお願いいたします。

では早速ですが、廣江委員、お願いいたします。

○廣江委員 第二部会で騒音・振動を担当しております、小林理学研究所の廣江と申します。丁寧な御説明をありがとうございます。

第二部会ですので、騒音・振動に関する細かいことは部会でお伺いするということにしまして、その前に、事業全体のことについて今一度確認しておきたいことがありまして、御質問します。

3つあります。

本事業で建て替えられる建物は、現在の規模よりも規模が大きくなるということでしたが、例えば、製品の搬入・搬出等に関わる関連車両の規模とかというのは変わらないのでしょうか。

また、ここが大きくなるということは、逆に、就業者の数が増え、車の台数が減るというのはどういう前提なのかということについても、2点目として、併せてお伺いします。

あとは、騒音・振動に関わる点で1点だけですが、先ほど稼働時間が平日の昼間という前提ですが、夜、動くような機械があるのかなのか。

この3点をよろしくをお願いいたします。

○片谷会長 では、事業者から御回答をお願いいたします。

特に、質問の内容によりまして回答される担当の方が代わるということは許容されますので、回答に一番近い位置にいらっしゃる方から御回答いただくというやり方でも結構です。

適宜御判断の上で御回答ください。

○事業者 1点目の御質問につきまして、関連車両、特に搬入・搬出につきましては、生産量が1.4倍ということから、現状50台を70台ということで想定してございます。

一方、従業員等につきましては、細かな数字は現状まだ分からないのですが、基本的には公共交通を利用するということで、車両は増えないという予定をしてございます。

設備の稼働時間につきましては、平日昼間ということで。夜間については、生産設備自体は止まるのですが、夜間、空調を流しておかなければいけないというのが若干あります。ただ、それはかなりダウンして、人がいないので、負荷もない状態で、空回しというか、空調の中の湿気取りみたいな形で流しております。というのが実情です。

○廣江委員 一応、夜間、動く機械は別途あるという理解でよろしいですか。場所についてはまた部会でお伺いします。

○事業者 全部ではないのですが、多少あります。

○廣江委員 ありがとうございます。

○片谷会長 廣江委員の御質問は以上でよろしいですか。

○廣江委員 以上です。ありがとうございます。

○片谷会長 では、次の御質問をお受けしますので、御発言いただく委員は挙手をお願いします。

どうぞ、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 ただいまの御説明をありがとうございます。

第二部会で温室効果ガスを担当しております渡邊と申します。よろしくお願いいたします。

私も第二部会なので細かいことはまた部会で伺おうと思っているのですが、1点確認させていただきたいのが、変更届を出されるに至った中、ボイラーを入れ換えるというのがあったと思います。ボイラーを入れ換えられると、貫流ボイラーということなのですが、高効率のものにされると温室効果ガスの排出量に影響が出るはずなのですが、申請をされている省エネ対策実施前と実施後という、全体の計算をされているのですが、実施後のところでは、貫流ボイラーの入換というのは考慮に入れた上での計算という理解でよろしいのかという点だけ伺わせていただきたいと思います。

○片谷会長 では、事業者から御回答をお願いいたします。

○事業者 御質問の件については、計算には現状入っていないという状況になります。

○渡邊委員 そうなのですね。影響のある項目についても、大気汚染については書かれてい

るのですが、温室効果ガスのところは、ボイラーの変更による影響というところに入れていらっしゃるらないので、そこは入れた上で試算を出していただく必要があるのではないかと思います。

あと、計算されるときに省エネ対策実施後の温室効果ガス排出計算に基づいて、新しい延べ床面積を掛けて排出量を計算されているのですが、ボイラーの変更を入れるともう少し下がってくる可能性があると思いますので、そこは計算に含めていただきたいというのが趣旨で、また部会の際に計算し直ししてくださるのだったら、それを示していただければと思います。

○事業者 ありがとうございます。検討いたします。

○片谷会長 では、今日は総会ですが、今後、部会の審議が始まりましたら質疑をさせていただく時間もありますので、またそのときに詳しい御回答をいただくという方法でも結構です。

今日の時点で何か補足しておかれることがありましたら御発言いただいて、もちろん結構ですが、どういたしましょうか。

○事業者 次回とさせていただいてもよろしいでしょうか。

○片谷会長 先送りしますか。

○事業者 はい。

○片谷会長 では、今の件について渡邊委員は。

○渡邊委員 部会でお答えいただければ十分です。

○片谷会長 では、渡邊委員からの御質問は、今後、部会で改めてまた御回答いただくということをお願いいたします。

○渡邊委員 それまでに御回答を御準備いただければと思います。

○片谷会長 では、事業者の方、よろしくをお願いいたします。

それでは、次の御質問をお受けいたします。

玄委員、御発言をお願いします。

○玄委員 第一部会で景観を担当している玄です。

今日、私としては発言できる機会かなと思いますので、細かい点かもしれませんが質問させていただきます。

まずは景観のほうに関しまして、ページとしては、341 ページを見ていただけないでしょうか。ここで、景観を調査しているところが1番から8番までありますので、8か所におい

て調査しているのです。こちらのほうを見ていくと、交差点から公園を中心に選んでいただきました。

ここで、私としては、1点、追加したほうがいいのではないかなということで今話をしています。

こちらのほうは、ページ数としては305ページのほうを見ていただくと、ここで、市民図書館では32番があるのです。この32番の位置は、307ページの東北方向に星マークで表しているところです。

これは敷地と70mぐらい離れていますので、そして、これが市民図書館になりますので、多くの不特定の方が訪ねてくるかなと思います。なので、そちらからの景観も調査は要るのではないかなと思いました。いかがですか。ちょっといろいろなページにわたって話をしましたが。

○事業者 御質問ありがとうございます。

341ページの4番とほぼ近接していると考えているのですが。

○玄委員 ほぼ近接ですか。

○事業者 はい。

○玄委員 そうすると、そちらのほうの結果を見たときに、眺望の状況を見ると、356ページのほうを見ると、今ここでちょこっとしか見えないのですね、景観として。なので、もっと近いほうで見ていたほうがいいのではないかなと思いました。

○事業者 御指摘の図書館につきましては、確かにもう少し敷地側に寄るのですが、ここから望んだ場合に、既存の3号館の建物に大部分が隠れてしまうという状況はさほど変わらないのかなと考えるのですが。

○玄委員 なるほど。今の2号館ですね、これは。2号館と5号館になりまして、従来に比べると、従来が多分10m以下か、その前後だったと思うのですが、これから、これは40m以上になります。40m前後ですね。そうすると、従来よりは高くなりますね、かなり。

3号館は、建物が撮りづらいでしょうか。

今の事情で、もし3号館がほとんど見えるようであれば、今の4番でもいいかなと思うのですが、もしそうではない場合だったら、より近いほうで、しかも図書館ですので、近いほうで景観を見ていただいたほうがいいのではないかなと思いました。

今、4番の結果から見ると、余り見えなくなっているのですね。

○事業者 3号館は、約55mぐらいある建物になります。

○玄委員 なるほど。分かりました。

あとは、47 ページのところですが、ここに1点、気になっているところは、緑化面積のほうを表としてまとめていただいているものでありまして、必要緑化面積と本事業の緑化面積と書いてありまして、非常に分かりやすい表だなと思います。

ただし、この事業を見る中で、緑化については、既存の緑化と新しく新設する緑化があると思いますが、本事業の緑化面積というのは既存のものは全く含まれないということですか。これは、同じ敷地なので、基準として、計算するときには既存のものはどういうふうになるのか、ちょっと気になりました。何を基準にするかという。

つまり、今回の建替えのときだけになるか、もしくは、今既に工場がある全体が対象になるか。ただ、ここで書いているときには工場全体が対象になっていますよね。なので、そのときの、本事業の緑化面積というのは既存のものが含まれるかどうかということですよ。

○事業者 NECファシリティーズ設計と申します。御質問ありがとうございます。

緑化面積のページ数、47 ページの表に関してですが、こちらの本事業の緑化面積というところは、既存の緑化面積を含めたものプラス、環境アセスで新設する緑化面積を含めたものになります。

なので、基本的にアセスが全てを終わったあとの、供用後の事業場全体の緑化面積を示していることになっています。

○玄委員 なるほど。そうすると、ここにはもう一つ、既存のものは書いてもいいのですが、この面積は既存で、ここは新設という、そこまで分かるように書いていただけると、見るほうとしては分かりやすいかなと思います。

○事業者 分かりました。既存の緑化面積をこの表に追加する形で、分かりやすいように調整しようと思います。

○玄委員 よろしく申し上げます。

もう一つ、355 ページの景観のところですが、これは、敷地のところは、標高差はありますか。工場の中は同じ標高のように見えてくるのですが、今、355 ページの3番からの景観を見ると、高いところから工場のほうを望んでいるようなことなのですが、そうすると周りが高いということですよ。そういうふうに理解して大丈夫ですか。

○事業者 この場所に関しましては崖線のところからで高い場所になっておりますが、崖線なので緑で隠れてしまっているという状況です。

○玄委員 高さとしては。

○事業者 敷地より 9 から 10m ぐらい高い場所になります。

○玄委員 なるほど。そうすると、話が戻るのですが、341 ページのところで、今回こういった場所を選定するときにはこの高さを考慮して、どこからこの工場が見えるか調査した上でこういった場所を選定している、という理解で大丈夫ですか。

○事業者 そのとおりでございます。

○玄委員 じゃ、もし現地調査も含めて、高いところとか、標高差も考えて選定するのであれば、私としては懸念があるなと思いました。ありがとうございました。

私のほうからは以上です。

○片谷会長 では、次の御質問に移ってよろしいですか。

玄委員の御質問は以上でよろしいですか。

○玄委員 はい。

○片谷会長 では、続きまして、飯泉委員、御発言いただけますか。

○飯泉委員 御説明ありがとうございました。第一部会で水循環を担当する飯泉と申します。よろしくお願いいたします。

2 点ほど御質問があるのですが、評価書案の 80 ページの「地盤と水循環」のところに、生活用水とか工場で使用されている水は主に井戸水を使っていると思うのですが、建物とか生産量が拡大の方向だが、水使用量は余り増える予定がない、同程度であると書いてあるのですが、今後、建替え後の水使用量の計画があったら教えていただきたいです。

もう一点、例えば揚水するに当たって許可水量みたいなものがもしあれば教えてください。よろしくお願いいたします。

○事業者 御質問の回答と若干それてしまうかもしれませんが、ここでは現況以上の井戸水の使用はしないということですので、許可水量等についてこの場で把握はしていないのですが、そのような趣旨でございます。

○飯泉委員 44 ページのところに揚水量の推移というのが令和元年から出ておりまして、令和 3 年が 27 万 m^3 、令和 5 年が 33 万 m^3 ぐらいということで、年によっても変動が大きいような印象を受けまして、令和 3 年と 5 年だけでも 20% ぐらい揚水量が変わっていたりするので、この 33 万 6000 m^3 という令和 5 年ぐらいが最大で取り組まれるのが、ここから少し増えるみたいなことなのか、一体どのような形なのか。

地下水の揚水って、地盤沈下とかいろんなことに影響してくるので、教えていただければと思いますが、いかがでしょう。

○事業者 令和3年度につきましては、評価書にも記載しているのですが、コロナ禍の影響がありまして、一時的に揚水量が減少しているということになります。

○飯泉委員 令和5年くらいの量から大きくは増えないという認識でよろしいのでしょうか。

○事業者 そのとおりでございます。

○飯泉委員 ありがとうございます。

○片谷会長 今の件の関連ですが、この94ページに記載されている、揚水量が不足した場合は上水で補完するというのは、もう計画の中に組み込まれているという理解でよろしいのですか。

○事業者 さようでございます。

○片谷会長 分かりました。

では、次の御質問をお受けします。尾崎委員、どうぞ。

○尾崎委員 第二部会の電波障害を担当しています尾崎と申します。よろしくお願いします。

事業全体については第二部会で審議するとして、細かい話で教えていただきたいのですが、19ページの「事業の基本方針」というところで、周辺道路の交通影響の緩和ということで、多分、搬出と搬入車両が特定の走行ルートを通る。下に中央高速も走っているということで、この辺って結構混むのではないかなと想像するのです。

車両待機スペースを利用するというふうに書いてあるのですが、その車両待機スペースというのはどこのことを指しているのですか。見当たらないので教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○事業者 NECファシリティーズと申します。

車両スペースと書いていたのですが、確かに図示はしていなくて。

○尾崎委員 やっぱりそうですね。

○事業者 3号館東棟の直近の工事の際には、一番最近で建てた建物があるのですが。

○尾崎委員 どの図を見ればいいですか。何ページを見ればよろしいですか。

○事業者 27ページの、Welcome棟と書かれている左側にある、「3号館東」と書かれている建物があるのですが、こちらが今一番、事業所内で新しく建てられた建物でして、こちらの工事の際は一時退避スペースとしまして、グラウンドの東側の一部と、正門を入れて直ぐの丸い池があるのですが、その南側に一時退避スペースとして、工事車両が駐車しておりました。

○尾崎委員 ああ、これは池なのですか。

○事業者 はい。

○尾崎委員 ありがとうございます。

ちょっと気になったのは、実は別事業で、この辺で、道路とか幹線の別事業で、谷保駅とかその辺で工事車両が多分通っているのではないかなと。そのかち合いとかいうのは大丈夫なのでしょうか。

別事業なのですが、この辺で別な工事車両が通っていると思うので、渋滞影響の緩和という意味だと、府中市のほうに抜けていくとぶち当たるのかなと思うのですが。ちょっと我々是不勉強なので。

○事業者 別事業なので、申し訳ありませんが、把握しておりません。

○尾崎委員 できるだけ混雑しないように検討いただければと思いますので。

○事業者 承知いたしました。

○片谷会長 今の件は多少不確定要素がまじっている可能性もありそうですので、事業者が持ち帰っていただいて、なるべく明確な回答を出していただけるほうがありがたいと思いますので、御協力をお願いします。

それでは、次に挙手をされていたのは水本委員でしたね。

○水本委員 史跡・文化財の水本です。先ほどは御説明をありがとうございました。

2点伺いたいのですが、先ほど、パース図というか、完成後のイメージ図が出ていたかと思います。一里塚はいじらないから大丈夫という話だったのですが、この場所の中で一里塚のところの絵をもう一度見せてもらって、こんなところになっていますよというのがあればお示しいただきたいと思います。

もう一つは、完成後の、例えば一里塚を文化財として見たいよ、みたいな話があったときはどんな感じでアクセスできるような環境になるのかというのをちょっと教えていただければなと思ひまして、その辺り、2点お伺いしたいです。

○事業者 今、画面上でカーソルを動かしたいと思うのですが、見えますでしょうか。

○水本委員 見えています。手が動いているところですね。

この中、ドーム状の左上みたいなところで、ぐるぐる回っているところのポイントがそこということですよね。

今、手を動かしていただいたところで。

○事業者 そうなります。

○水本委員 分かりました。場所は理解しました、ということで。そこの小さく回っている

ところに一里塚があるということですね。

ここは、供用後というか、事業の工事が終わったあとは、ここにアクセスするような手段
ってあるのですか。どんな感じになるのかと思ひまして。

○事業者 これは事業本部側から見ますと、これは事業所内になりますので、申請、もしくは
何かの見学会のときのアクセスしかできませんので、現状は。

○水本委員 ここは閉じた中でという。

○事業者 事業所内になりますので、事業所に入るためのセキュリティが設けられています
ので、一般の人は直ぐに入れないようになっております。

○水本委員 分かりました。承知しました。その２点だけ確認したかったので。ありがとう
ございます。

○事業者 先ほど画面で。

○水本委員 画面の、写真のところはそのままになる。この状態になっているということ
ですね。

○事業者 そのとおりです。

○水本委員 分かりました。承知しました。

以上になります。ありがとうございます。

○片谷会長 今の御回答の関連ですが、電気関係の事業場ということだと、少なくとも、
工場の管理運営に当たっている方以外の方が自由に出入りするということとはあり得ないとい
う認識で、私、見ていたのですが、違いますか。

○事業者 そうです。工場関係者もしくは入場を許可された者以外は入れない。ですから、
セキュリティゲートがありますので、そのセキュリティ上、入門が許可された者しか入っ
てこれないという状態になっております。それ以外は不審者としてガードマンが捕縛する
という。

あと、塀を乗り越えようとしても、カメラで撮影されて、警報が出るようなセキュリティ
になっていますので、余り入らないという状況です。

○片谷会長 少なくとも、自由に出入りできる仕組みにはなっていないということですね。

○水本委員 一里塚は触らないということは理解したのですが、実際、工事が終わってから
どんな雰囲気のところになるのかなというのだけ確認したかったので。大体承知しました。あ
りがとうございます。

○片谷会長 では、水本委員、以上でよろしいですか。

○水本委員 状況を知りたかったので。ありがとうございました。

○片谷会長 では、続きまして、高橋委員、質問、御発言ください。

○高橋委員 第一部会で騒音・振動を担当しております高橋と申します。よろしくお願いします。

ちょっと確認させていただきたいのですが、設備に関してです。43 ページの表 6.2 の4に「設備計画の概要」というのがあって、エアコンプレッサーと送風機というものが挙げられています。

それに対して、183 ページに表 8.2-24 というのがあって、こちらにも設備機器の種類、設置台数、パワーレベルというものが挙げられています。

この2つの表を比べると、ちょっと一致してないように思うのですが、これは最初の 43 ページのほうの表が、その一部を抜き出したものというような形になっていると理解しているのでしょうか。その点、確認させてください。

○事業者 おっしゃるとおり、183 ページ目のほうが正確になってございます。

○高橋委員 分かりました。ありがとうございます。

そして、ついですが、送風機とか空気圧縮機が結構、数自体はこの183 ページの表を見ると多くて。恐らく、この「屋上」と書かれている以外のものは屋内に設置されているのだと思うのですが、屋内に設置されているものについては、建物の外に排気をするために、建物の外に排気管のようなものが設置される必要があるのではないかと思います。そういう考えでよろしいでしょうか。

○片谷会長 もし例えば、まだ計画中とか、決まっていないというような状況がある場合には一旦そういう回答をしていただいて、明確になってから改めて回答していただく方法もあり得ますので。

○事業者 こちらの設備計画についてはまだ詳細が決まっておりませんので、決まり次第御報告させていただきます。

○高橋委員 分かりました。先ほど第二部会の廣江委員から夜間の騒音に関して質問があったように、夜間の騒音というのは、周辺に住宅地が多いようなので、夜間の騒音、特にこの排気音に含まれる低周波音というのは周辺に影響を及ぼす可能性があるもので、その辺ははっきりさせていただいて、第二部会で審議していただければと思います。

ありがとうございました。以上です。

○片谷会長 今の高橋委員の御質問ですが、何か事業者から補足されるようなことはありま

すか。

それとも、高橋委員の発言のとおりということもあり得ますが。

○事業者 詳細はやはり後ほどになりますが、我々はクリーンルームを使っていますので、送風機としては内部で、内部循環。そういうものもございますので、その辺も踏まえて、また御回答したいと思います。よろしくお願いいたします。

○片谷会長 では、今の件は、使われる装置というか機器が決まったら、そこで御回答いただけるという理解でよろしいですか。

○事業者 報告いたします。

○片谷会長 では、よろしくお願いいたします。

高橋委員、以上でよろしいですか。

○高橋委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○片谷会長 では続きまして、森川委員、先に発言してください。

○森川委員 第二部会で大気汚染を担当しています森川です。

最初に渡邊委員からボイラーの話が出たのですが、これは本当に入れ替えということで、今回の新しく建て替えるときのものから外れたということになっていますが、前の計画書ではアセスの項目に入っていたということで、それなりに大きかったのかなと思うのですが。そのときの事情を私、知らないのですが、ほぼ同じスペックのものに入れ替わったということでよろしいのですか。

○事業者 そのとおりでございます。

○森川委員 その燃料消費量とか、排出されるガスの状況というのはそこまで詳しくないかもしれませんが、それも大体同じくらいと。現況と変わらないという認識ですかね。

○事業者 新しくなるので、その点では性能が上がるというふうに考えてございます。

○森川委員 分かりました。ありがとうございます。

○片谷会長 では、続きまして、順番が前後したかもしれませんが、山口委員、先に御発言ください。

○山口委員 第一部会で温室効果ガスを担当しております山口と申します。御説明ありがとうございました。

予測のところの比較になるのですが、455 ページの温室効果ガスの予測について、これは、表 8.12-9 だと「既存施設との比較」という形で出ているかと思うのですが、456 ページになると、表 8.12-11 というところで、基準施設の排出量ということで出ています。こちら

は既存の建物との比較をされているのか、何か基準となる施設のものの比較という形でやられているのか、この資料の確認をまずさせていただきますでしょうか。

○事業者 予測につきましては、基準施設のほうで比較をしてございます。

○山口委員 その基準施設というのは、標準的な、同じような工場施設ということで出されているということでしょうか。原単位を延べ床で取っているのか。そういう意味の基準施設ですか。

○事業者 既存施設をベースに、基準施設としてございます。

○山口委員 そうすると、今ここで使われている文言は、既存施設をベースにして、新しい施設の設備なんかを入れたときに計算したものが、基準施設という意味合いになるということですか。

すみません、私が文章から読み取れなかったのです。何か、既存施設と基準施設の文言の使い方というか、今の捉え方で。

○事業者 こちらは、曖昧な表現で申し訳ございません。次回にきちんと説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○山口委員 分かりました。ただ、私は第一部会のほうなので、諮問の機会が今回ということでしたので、また第二部会のほうで回答をいただいて、そちらで協議いただければいいかなと思うのですが。

どちらか統一していただくのか、何か意味合いが明確になっていたほうがいいなと思ったので、既存施設から、新しい高効率の機器なんかを入れて評価されるということであれば、その形での比較で削減率が出てくればいいのかとちょっと思いましたので、発言いたしました。

○片谷会長 この件は、西原課長、あとで回答を受け取って委員に配るみたいな対応をしていただけますか。

○西原アセスメント担当課長 次回の部会に入ってからの際に御回答いただけるかと思しますので。その際の資料については、第一部会の議事にも展開させていただくことは可能かと思しますので、そのように対応させていただきます。

○片谷会長 では、そこは事務局で御対応をお願いします。

○山口委員 よろしく願いいたします。以上です。

○片谷会長 ありがとうございます。

では、お待たせしました。愛知委員、御発言をお願いします。

○愛知委員 第二部会で地盤・地下水を担当しております愛知と申します。

1 個教えていただきたいことがありますて、地下水槽の改修工事というところなのですが、全体的な表現として、山留めは、普通は－8 mぐらいまでで、地下水槽のところは－9 mぐらいまで打ちますよと。ただ、掘削工事は－3 mまでですと書いてあって。

という中で、この地下水槽の改修工事というのは、具体的にどういう感じなのですか。掘削は伴わないという感じなのですか。その辺りを教えていただきたいと思いました。

○事業者 地下水槽の工事に関しましては、先ほどおっしゃられたように掘削のほうは－3 mまでしか行わない計画です。既存の地下水槽を残して、その内側を改修する計画となっております。

○愛知委員 なるほど、そういう感じの改修ですね。分かりました。ありがとうございます。

○片谷会長 愛知委員の御質問は以上でよろしいですか。

○愛知委員 大丈夫です。

○片谷会長 ありがとうございます。

では、まだ御発言のない委員で、御発言を希望される委員がいらっしゃいましたらお願いします。

廣江委員、どうぞ。

○廣江委員 どうでもいい質問かもしれないのですが、すみません。

19 ページの基本方針の3つ目は何を意味されているのでしょうか。先ほど御説明があったかもしれないのですが、これは社員からの声という意味ですか。

アセスに関わる基本方針としては、事業場内の声への配慮というのはちょっと意味が分からなかったので御質問しました

○事業者 おっしゃるとおり、事業場の従業員の声です。事業場内の声へ配慮というのは、従業員の声というか、意見。

最近、組合だとか、いろいろなところから要望が出ますので、そういったものの配慮を今回の再編でやっていきたいと思いますということですが。

○廣江委員 基本アセスは、その振動で言えば、内向きの音って余りここでは評価されないものですが、これについて、この配慮が、今、この下の4つの項目の中のどれかに反映されていると考えてよろしいですか。

私の意見の趣旨は、アセスは、基本的に労働者の騒音・振動の影響を評価はしないのです

ね。本当は評価していただきたいのが我々の立場なのですが。だけど、アセス委員としては、周辺への影響を考える場でありますので、この事業場内の声への配慮の課題が、下の4つの項目の中の何かに対応しているかどうかを確認させてください。それだけです。

○事業者 詳細をもう一回お話ししなければいけないかもしれないのですが、例えば4番目の緑地への配慮。昼休み、その下で、腹筋だとかマラソンをやりたいのだとか、いろいろ我々、従業員の厚生としての緑地も考えなきゃいけないといったこともありますので、例えばそういったこと。

今回、いろいろ木を抜いたりなんかしますと、そこで今まで何かやっていた人たちの声として、木陰がなくなっただとか、そこで運動できる環境が悪くなったとかいうことがないような配慮も含めて、していくということでここに挙げてあります。

○廣江委員 ありがとうございます。以上です。

○片谷会長 挙手をされていた委員の御発言は一通り伺いましたが、まだ、発言を忘れた、あるいは追加したいという御希望があれば承りますが、御発言を希望される委員はいらっしゃいますか。

特に今、挙手をされている委員はいらっしゃらないようですので。「重要なことを忘れた」というような方がいらっしゃれば承りますけど、よろしいでしょうか。

西原課長、審議はあと何回あるのでしたっけ。

○西原アセスメント担当課長 審議に関しましては、例えば、見解書が提出されてから部会になりますので、その際、また御案内させていただきます。項目が多いので、恐らく、部会は4回になるかなと思っているところでございます。

○片谷会長 今の事務局からの回答では、もし、重要な質問を忘れていたというような委員がいらっしゃれば、まだ追加の御発言をいただく機会はあるそうですので、そこを活用していただくということにさせていただきたいと思います。

両部会長、いいですかね。特に問題ないですか。

○山下委員 はい。

○宗方委員 はい。

○片谷会長 それでは、今日御発言を希望された委員の御発言は一通り伺いましたので。

もし所属部会が合っている委員の方はまた部会の審議でも御発言いただけますし、今日で全ての機会が終わりということでもないでしょうから、もし、今日発言できなかったという方がいらっしゃれば、追加の御発言を、事務局を通すなり、何らかの方法で御発言いただく

ことは可能かと思えます。

ということで、とりあえず、今日はもう時間が大分押しておりますので、ぜひ今日のうちにという方がいらっしゃれば承りますが、よろしいでしょうか。

それでは、特にぜひともという方はいらっしゃいませんので。

あと、事業者から、回答したけれども不十分だったので補足したいというようなことを申し出られることも時折ありますので、もしそういうことがありましたら、事前に事務局に御連絡いただく方法で御対応いただけますので。

やはり、委員のメンバーと意思が疎通できていないというのはできる限り避けたいことですので、もし補足説明したいということであれば、事務局を通じて御連絡いただくようお願いいたします。

それでは、委員から今日の時点で出された御意見は承りましたので、あと、第二部会の方はまだ審議の機会がありますので、そこでぜひ活発な御議論をお願いしたいと思います。

事務局から何か補足されることとかはありますか。

○西原アセスメント担当課長 補足に関しては、事業者の方が退室されたあとにコメントさせていただきますので、まずは退室のほうを御案内いただければと思います。

○片谷会長 御欠席の委員から何か御発言の希望とかが出ているということは、今回はありませんか。

○西原アセスメント担当課長 特に承っているものはありません。

○片谷会長 これもまだ機会があると思いますので、もし出されるようでしたら、事務局で御対応をお願いします。

それでは、一通り御発言を伺いましたので、事業者の皆様との質疑応答はここまでとさせていただきますと思いますが、事業者のほうから、ここは重要な点を説明し忘れたというようなことがもしありましたら承りますが、何かある方、いらっしゃいますか。

今日が最後でありませんので、もし、あとで気づかれたことがありましたら補足説明をお願いいたします。

それでは、本日、発言を希望された委員の御発言は一通り承りましたので、本日の質疑応答はここまでとさせていただきますと思います。

事業者の皆様方、長時間にわたって御対応いただきましてありがとうございました。今後ともまたいろいろ質問させていただくことがあるかと思いますが、その際にはまた御協力をお願いいたします。

それでは、事業者の皆様方、長時間、今日はありがとうございました。事務局が御案内いたしますので、順次御退室をお願いいたします。

〈事業者退室〉

○西原アセスメント担当課長 それでは、事務局より、本件に関するスケジュールですが、評価書案の縦覧期間は6月5日から7月6日まで、都民等からの意見募集期間は7月21日までとなっております。

また、事業者による説明会は6月19日及び20日に実施されました。

評価書につきましては、意見募集期間終了後に事業者から見解書が提出されたあとに部会審議となります。よろしくお願いいたします。

○片谷会長 それでは、続きまして、次第2でございます。受理報告に移りたいと思いますので、事務局からよろしくお願いいたします。

○西原アセスメント担当課長 では、受理関係について御報告いたします。

4ページの資料2を御覧ください。

6月の受理報告ですが、事後調査報告書が4件、変更届が5件、着工届が1件を受理しております。

区分、対象事業名称及び受理年月日につきましては、資料を御確認いただければと思います。

以上となります。

○片谷会長 続きまして、受理報告のうち「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業 事後調査報告書その5」についての審議でございます。

本日は事業者に出席していただきまして、事後調査の報告の説明をしていただきますので、まず、事業者の方々を御案内してください。

〈事業者入室〉

○片谷会長 事業者の皆さん、また御多忙の中、審議会においでいただきましてありがとうございます。

では、本日の審議の進め方につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○西原アセスメント担当課長 本日につきましては、評価書案に対する答申におきまして、審議会が事業者の保全措置に継続的に関与していることが盛り込まれておりまして、丁寧な説明が必要であるとされていることから、審議会での報告を求めています。

今回の報告書は4月の総会で受理報告いたしましたが、その際の質疑応答を踏まえて事業者側で検討した結果、報告書の記載を一部修正するという話がございましたので、事業者から説明をしていただきます。

続いて、本日の進め方ですが、まずは事業者から御説明いただき、その後、質疑応答とさせていただきます。

では、事業者の皆様、準備はよろしいでしょうか。御発言の際は、前方のマイクの右のスイッチを押していただきまして、赤いランプが点灯後、マイクを口元に近づけていただいてから御発言ください。御協力をよろしくお願いいたします。

では、片谷会長、お願いいたします。

○片谷会長 では、事業者の皆様方、御説明をよろしくお願いします。

前回とメンバーは同じ方ですか。紹介されたほうがいいですか。

どうぞお願いします。

○事業者 三井不動産と申します。本日は御報告の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の御説明内容ですが、先ほど事務局の方から御案内がございましたように、3月26日に提出し、また、4月30日の審議会総会で御報告いたしました事後調査報告書（工事の施行中その5）の修正版に関するものでございます。

修正の内容としましては、移植を実施した樹木の活力度の状況を示す表2-2、移植樹木のモニタリング結果につきまして96本で御報告しておりましたが、こちら、移植前の樹木4本分のモニタリング結果が混在していたため、移植後の樹木92本を対象としたモニタリング結果に修正させていただいております。

なお、このあとにも御説明させていただきますが、2026年5月に実施いたしました当該4本の移植後のモニタリング結果において、枯死寸前、また不良といった結果が見られていないことは確認できております。

また、今回このような誤記載が生じたのは、報告書の作成に携わった代表施工者である弊社三井不動産と、コンサルタント日建設計、及び樹木関係の調査会社イビデングリーントック社の3者の間での、モニタリング対象とすべき樹木に関する認識の相違があったこと

が原因となります。

このたび大変申し訳ございませんでした。再発防止として、今後は関係者間でモニタリング対象樹木について認識をきちんと統一いたします。

併せて、モニタリング表につきましても、より詳細な情報として、モニタリング日、本移植日、仮移植日を明記するほか、モニタリング結果について、関係者間で確認の徹底を実施する方針でございます。

本日は三井不動産、日建設計、イビデングリーンテックにて御説明させていただきます。また、メンバーの紹介もさせていただきます。

私、三井不動産と申します。隣が、同じく三井不動産、次が日建設計、次がイビデングリーンテック、この4名にて御報告させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事業者 それでは、事後調査報告書工事の施行中その5の修正について御説明させていただきます。

まず初めに、事後調査報告書の38ページの表2-2、移植樹木のモニタリング結果を使い説明いたします。

今、画面に映っています左側が修正前、右側が修正後となっております。

移植後の樹木の活力度の状況を示す表2-2。移植樹木のモニタリング結果につきましては96本で御報告しておりましたが、移植前の樹木のモニタリング結果が4本混在していたため、移植後の樹木92本分を対象としたモニタリング結果に修正いたしました。

なお、2026年5月に実施いたしました当該4本の移植後のモニタリング結果において、枯死寸前といったような結果は見られませんでした。

ページ戻りまして、事後調査報告書の13ページになります。

左が修正前、右が修正後です。マーカの箇所が修正箇所となります。

事後調査結果の概要の記載についての箇所です。

修正前の記載、「移植を行った96本の樹木については、令和7年10月及び12月にモニタリング（活力度調査）を実施した。」という記載がございました。これについて修正いたしました。

修正後につきましては、「移植対象の96本の樹木のうち92本について、令和7年に移植後のモニタリング（活力度調査）を実施した」と修正いたしました。

続きまして、「事後調査報告書」の34ページになります。同じく、左が修正前、右が修正

後になります。マーカーの箇所が修正した箇所でございます。生物・生態系に関する調査結果の中の、既存樹木の本数についての記載です。

移植済みの 87 本、伐採済みの 62 本、計 149 本が 1381 本に含まれることが分かりやすくなるよう提示した表 2-1「既存樹木の本数」に、注 2 として「注 2）既存樹木 1381 本に含まれる」という文言を追記いたしました。ちょうどオレンジ色のマーカーの部分でございます。

続きまして、「事後調査報告書」37 ページになります。

生物・生態系に関する調査結果の中の移植樹木の状況についての記載です。

記載として、「移植を実施した樹木の活力度の状況は表 2-2 に示すとおりである。移植を行った 96 本の樹木について、令和 7 年 10 月及び 12 月にモニタリング（活力度調査）を実施した。（資料編 p.104～199 参照）」との記載がございました。

これにつきまして修正いたしました。

修正後につきましては、「移植対象の樹木の活力度の状況は表 2-2 に示すとおりである。移植対象の 96 本のうち 92 本について、令和 7 年に移植後のモニタリング（活力度調査）を実施した。（資料編 p.104～195 参照）」

というように修正いたしました。

続きまして、事後調査報告書の 38 ページになります。

「生物・生態系に関する調査結果」の中の「移植樹木の状況について」の表 2-2「移植樹木のモニタリング結果」についてです。

初めに説明させていただきました表でございます。

修正前に 96 本としていた調査結果について、移植前の調査結果 4 本を除いた 92 本といたしました。

また、注 3 として、「移植樹木 96 本のうち、移植後のモニタリングを行っていない 4 本（KE-002 ヤエザクラ、KE-003 ヤエザクラ、KE-156 モミジ、KE-157 シラカシ）については移植前のモニタリングを行っており、その結果は資料編 p.196 ら～199 参照。なお、当該 4 本の移植後のモニタリング結果については、以降の事後調査報告書にて報告予定。」という、この注 3 として、今申し上げました一部を加筆いたしました。ちょうど右側のオレンジ色のマーカーになっているところでございますが、加筆いたしました。

続きまして、事後調査報告書の 62 ページになります。

生物・生態系に関する予測結果と事後調査の結果との比較検討の中の、移植樹木の状況に

ついてです。

元々の記載として、「移植を行った 96 本の樹木について、令和 7 年 10 月及び 12 月のモニタリング（活力度調査）を実施した。」、この記載につきまして修正をいたしました。修正後につきましては「移植対象の 96 本のうち 92 本について、令和 7 年に移植後のモニタリング（活力度調査）を実施した。」というように修正いたしました。

次に、少し飛びますが、事後調査報告書の 101 ページになります。

資料編の移植樹木位置図及び移植樹木のモニタリング結果の記載を修正いたしました。

「移植樹木のモニタリング結果は、p. 104～199 に示すとおり」という文言につきまして修正いたしました。

修正後につきましては、「移植樹木のモニタリング結果は、p. 104～195 に示すとおりである。移植樹木 96 本のうち、移植後のモニタリングを行っていない 4 本（KE-002 ヤエザクラ、KE-003 ヤエザクラ、KE-156 モミジ、KE-157 シラカシ）については移植前のモニタリングを行っており、その結果は資料編 p. 196～199 に示すとおりである。」なお、4 本の移植後のモニタリング結果については、以降の事後調査報告書で報告する予定である。」という文言をこちらのほうにも追記してございます。

続きまして、事後調査報告書の 104 ページになります。

資料編の、移植樹木モニタリング表についてです。

これにつきましては分かりやすさを重視して、モニタリング日や本移植日、仮移植日が分かるように明記いたしました。これにつきましては、104 ページ以降 199 ページまで、同様に修正しております。

続きまして、事後調査報告書の 201 ページになります。

資料編の資料表-1、事後調査において枯損などが確認された樹木一覧の備考欄についてです。

伐採対象樹木については、備考欄の所見を記載していないところございましたが、所見が見られない樹木と誤解が生じることのないよう、所見を備考に全て追記いたしました。

追記したところがオレンジのマーカーのところになります。

以上でございます。事後調査報告書、工事の施行中その 5 の修正概要の御説明を終わります。ありがとうございました。

○片谷会長 御説明ありがとうございました。

それでは、今、事業者から説明をしていただきました事後調査報告書につきまして、事業

者の方々との質疑応答をこれから行うことといたします。

委員の皆様から御質問や御意見等の御発言がありましたら、積極的に御発言をお願いいたします。

では、御発言のある委員の方は、画面上での挙手をお願いいたします。

水本委員、御発言をお願いいたします。

○水本委員 史跡・文化財担当の水本です。先ほどは御説明をありがとうございました。

私は事実関係で質問ですが、この右下のスライドの数字で5枚目を出していただきたいのですが。

96本のところが、オレンジの線が引いてあるところの上の数字で、「90本については」とか、「残りの6本」というふうに、修正後出てくるのですが、ここは合っているということなのですね。すみません、よく分からなくて。

移植樹木の状況の2行目の「90本については」というところと、その次の段落の「残りの6本」というところの、この90と6という数字は正しいということによろしかったのですよね。確認です。

○事業者 では、回答いたします。これについては間違いございません。移植樹木は96本。この中には仮移植と本移植、両方を含んでいるという形でございます。

○水本委員 それだけ確認したかったので。御説明ありがとうございます。

私の質問は以上です。

○片谷会長 水本委員の御質問は以上ということですので、ほかの委員からの御発言を承ります。

横田委員、どうぞ。

○横田委員 御報告ありがとうございます。

今回、樹木の情報が、施行者側とモニタリングサイドでうまく受渡しができなかった部分というのは、具体的にどういう経緯でそういうことが起きるのかという分析をされていたら教えていただきたいと思います。

何回か御提案させていただいて、現地で各樹木にタグ付けをしてしまっていて、それで、健全度調査のときに、そのタグを読めばある程度履歴が見えるというような、現地合わせができるような体制もこれまで御提案させていただきましたが、今回、そういった齟齬が生じた経緯、背景を教えていただければと思いますのと、あと、2028年度からでしたかね、計画上。植物群落の植生調査を始めるときに、そういった移植後どれだけ経ったのかという情報が現

地で重要になってくるのではないかと。そこでまた取り違いのないようにしていただきたいなと思いましたので、その点をお伺いできればなと思いました。

○事業者 御質問いただきましてありがとうございます。

今回の誤記載の原因ですが、冒頭で申し上げましたとおりではございますが、モニタリング対象とすべきものについて、三井不動産、日建設計、それからイビデングリーンテックの間で齟齬があったというところになります。

もう少し具体的に申し上げますと、弊社、三井不動産としては当然、移植後の樹木についてモニタリングをお願いしていたというところで、そこは企図していたのですが、実際調査される会社において、移植前のものも含めてモニタリングをしていただいたと。で、調査票のチェックの段階でそこに気づくに至らず、今回の誤記載になったという形でございます。

委員から御指摘いただいた、今後の再発防止ですとか、きっちりした移植後の状況把握については、まずは調査票の様式を我々がきちんと改善するということで責務を果たしてまいりたいと考えております。

○横田委員 ありがとうございます。移植後、結構時間が経ってきますと、だんだん移植した樹木であることの外見上の判断がなかなか難しくなってくる可能性が高いかなと思って。その点をどういうふうに関地で取り違えないように対応していけるかということをお検討いただければと思います。私からは以上です。

○事業者 ありがとうございます。いただきました御指摘についても、しっかり今後のモニタリングに活かしてまいりたいと思います。

○片谷会長 ありがとうございます。

では、まだ御発言のない、ほかの委員から御発言がありましたらお願いいたします。

ほかに挙手をされている委員はいらっしゃらないようですが、何か発言をし忘れた等の方がいらっしゃれば承りますが、よろしいでしょうか。

廣江委員、どうぞ。

○廣江委員 第二部会で騒音・振動を担当しております廣江と申します。

専門でないので、先ほどの横田委員の御意見に対応しているかどうかは分からないのですが、私も前々から、こういう縦覧を検討されているデータは非常に重要なので、しっかり追跡をしていただきたいという意味だったのですが。

104 ページから 199 ページまでの個表というのですかね、この個表が、今、横田委員の言われた、いわゆるタグ付けをすると有効に活用できるものの一つと見てよろしいのでしょうか。

か、というのが1つ目と。

2つ目は、専門でないので教えていただきたいのですが、規格、樹高、目通り、葉張りですか、この目通りの中に数字でないものがあるのですが、2本立ち、5本立ちというものは、数字でない意味はどういうものなののでしょうか。それだけです。素人的な質問で申し訳ないのですが、以上2点、よろしくお願いします。

○事業者 御質問いただきましてありがとうございます。

1点目の御質問について、私から回答させていただきます。

委員の御指摘を私が正しく理解しているかというところはやや不確かではございますが、基本的には御指摘のとおりであるかと思えます。個表に一つ一つ、樹木の名前ですとか番号が入っておりますので、こちらで基本的にはタグ付けの管理というような実態がなされていると理解しています。

2点目の質問について、日建設計、またはイビデンから回答をお願いします。

○事業者 イビデングリーンテックと申します。御質問ありがとうございます。

この2本立ちと記載している部分ですが、特に特徴となる部分を記載させていただいておきまして、ここのところも2本立ちで、では、それが計算して何cmになるのかというふうな書き方でもいいのかなと思っていますので、そういったところの修正をして、より分かりやすくできればと考えております。

○廣江委員 ありがとうございます。

私も個表管理をしたことがあるのですが、大体同じ項目に対しては、数字もしくは番号、あるいは分類等のものが付くので、「その他」みたいな書き方になっていたもので、これだと、何となくですが、他と比較することができないような書き方だったので、ちょっと気になって伺いました。以上です。

○片谷会長 今の委員の御発言は事業者の皆様にも御理解いただけたかと思えますので、今後の御対応の改善をぜひよろしくお願いいたします。

今日、たくさん御報告をいただきましたが、移植した樹木のモニタリング結果の修正等について、かなりたくさんの情報とその修正というのも御報告いただきました。

当然ながらと申し上げるのはちょっと失礼かと思いますが、やはりサイエンスとして行っている調査でもありますので、できる限り、あとから修正するというのが発生しにくいような努力をぜひしていただきたいというのがお願いの趣旨でございます。

先ほど横田委員が具体的な御提案などについても発言されていましたが、特にこういう植

物関係の専門の委員も何人かはいますので、そういった提案をできる限り取り込んでいただいて、サイエンスとして恥ずかしくない結果がまとまるような努力はぜひされていただきたいというのが、お願いしておきたい趣旨でございます。

それをきちんとやっていただければ情報はどんどん正確になって、より有用な情報として将来にプラスになっていくであろうということが言えると思いますので、その辺も含めて、ぜひ御協力のほどお願いしたいと思います。

今後、この形の仕事がどれだけ続くのかということを私もちゃんと把握してないのですが、またこういう調査をすることに関して御協力いただくときには、ぜひ、その情報の正確さ、信頼性と言いますか、そういうところに重点を置いた対応というのををしていただきたいということをお願いとして申し上げて、今日のまとめとさせていただきたいと思います。

何か事業者から、どなたか代表でも結構ですし、何か御発言いただくことがありましたらお願いいたします。

○事業者 コメントをいただきましてありがとうございます。

会長から御指摘いただきましたように、我々としても、本件の誤記載については非常に重く受け止めておりまして、今後同じような問題を起こさないようにしっかり関係者間で再発防止を図っていく所存でございますので、引き続きよろしくお願いいたします。

本日は貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございました。

○片谷会長 ありがとうございます。今後ともぜひよろしく。

特に東京都から何か依頼することがありましたら、ぜひまた御協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局からもコメントされますよね。

○西原アセスメント担当課長 事務局からは、これに関しては特段ございませんので。

○片谷会長 よろしいですか。

恐らく、委員の中で一番専門に近いのは横田委員でしょうが、横田委員、何か最後に発言されますか。

○横田委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○片谷会長 では、以上ということで。

○玄委員 すみません、玄です。

多分、これは表記のものかなと思うのですが、例えば、今、それぞれの樹木の状態をまとめていますね、ページ毎で。例えば 111 ページのところだと、樹木の状態を、「やや不良」

と「不良」の間だったら、ちょうどその間に丸をつけているのですね。

そうすると、一瞬、ほかの方が見たときには、これは表記の間違いかなと誤解してしまうような気がしますので、表記についてどこかで、最初に、例えば「やや不良」と「不良」の中間のところだったら、どういうところに丸を付けるかを表記していただけるといいかなと思います。

例えば 111 ページのところを例として見るとですね。樹木の状態について。

○片谷会長 玄委員も主要な委員のお一人なので、ぜひ、そういう御提案がありましたらまず事務局に、あるいは、横田委員を含めて、専門の近い委員の方の御意見も参照しながら、事務局に改善案みたいな形で提案をしていただくのがよろしいのではないかと、私個人的には思います。

○玄委員 分かりました。

○片谷会長 玄委員、ぜひ御協力いただいて、こういう仕事の全体がレベルアップしていくように貢献していただけるとありがたいと思います。

勝手をお願いしましたが、よろしいですか。

○玄委員 大丈夫です。

○片谷会長 では、ぜひ今後も御協力をお願いいたします。

それでは、私の立場からお願いすることも少し申し上げましたが、この仕事が向上さらに発展して、樹木に関する様々なデータが、より高いレベルのサイエンスの結果としてまとまっていくことを確信させていただいて、今後につなげていただきたいと思います。ぜひよろしくをお願いいたします。

では、皆様、御協力ありがとうございました。事業者の皆様方、長時間にわたって参加いただきまして、ありがとうございました。また今後ともいろいろお願いすることがあろうかと思いますが、ぜひ御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会としてはこれで閉じさせていただきたいと思いますが、また委員の中で、もしあとでお気づきになったというようなことがあった場合には事務局に申し出ていただいて、それが全体に通じることであれば、横田委員のような専門に近い方にお願いして、また次のステップを検討するというのがよろしいかと思いますので、もしそういう必要が生じた場合は、皆様御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、事業者の皆様方、事務局が御案内しますので、順次御退室をお願いします。

〈事業者退室〉

○西原アセスメント担当課長 では、その他の受理報告についてですが、6月の受理報告に関する助言事項等は特段ございませんでした。

受理報告関係については以上でございます。

○片谷会長 ありがとうございました。

では、受理報告につきましては、以上で終了ということになります。

ほかに何か、この機会に発言しておきたいこと等、まず、委員の方から何か発言の御希望があれば承りますが、よろしいですか。

特に挙手等の御希望がありませんので、では、本日の受理報告もこれにて閉じさせていただきます。

傍聴の方々の退室をお願いいたします。

〈傍聴人退室〉

午後5時42分閉会